

令和5年度指名停止業者一覧表

令和5年12月20日現在

番号	指名停止理由	入札参加資格業者名	登録番号	措置期間	適用条項	決定日	備考
1	その他不正又は不誠実な行為	千葉県東金市下武射田2934 有限会社矢野鉄工	1-23	令和5年4月20日から 令和5年5月19日まで (1か月)	指名停止措置要領第2条 第1項別表第2第9号	令和5年4月19日	当該業者は、組合が発注した「圧送装置等補修工事」の制限付き一般競争入札において、入札公告に示された参加資格がないにもかかわらず入札に参加し、落札候補者となった。
2	その他不正又は不誠実な行為	千葉県千葉市若葉区高根町1062番地 千葉テクノサービス株式会社	3-50	令和5年5月19日から 令和5年6月18日まで (1か月)	指名停止措置要領第2条 第1項別表第2第9号	令和5年5月18日	当該業者は、組合が発注した「不燃物処理後可燃残渣運搬業務委託その2」の制限付き一般競争入札において、落札候補者となったが、入札金額を誤って記載したことを理由に契約を辞退した。
3	その他不正又は不誠実な行為	香川県高松市郷東町792番地8 株式会社 フソウ	1-74	令和5年6月9日から 令和5年9月8日まで (3か月)	指名停止措置要領第2条 第1項別表第2第9号	令和5年6月8日	当該業者の使用人ら(うち1名は当時取締役)は、平成30年8月6日に行われた埼玉県三郷市発注の配水場機械設備更新等工事の一般競争入札において、同市水道部の主幹兼係長から、秘密事項である予定価格に近い金額を事前に入手して落札し、その謝礼として、飲食やゴルフ等、7回にわたる約11万円相当の接待を行った。 なお、賄賂の公訴時効(3年)が成立している。
4	その他不正又は不誠実な行為	兵庫県尼崎市金楽寺町2丁目2番33号 株式会社 タクマ	1-16 3-13	令和5年12月21日から 令和6年1月20日まで (1か月)	指名停止措置要領第2条 第1項別表第2第9号	令和5年12月20日	当該業者は、東京二十三区清掃一部事務組合より受託していた設備保守管理業務の一環として、令和3年11月7日、派遣会社からの派遣社員に、搬送用コンベアへの給油作業を行わせるに当たり、機械の運転を停止せずかつ危険防止の覆いを設置せずに、同作業を行わせ、同社員を負傷させた。このことにより、同社は、労働安全衛生法違反により、起訴(令和5年8月10日東京区検察庁)及び罰金刑の略式命令(同年8月29日東京簡易裁判所)を受けた。